

## 特定行為及び看護師の能力認証に係る試案（イメージ）

- 医師又は歯科医師の指示の下、臨床に係る実践的かつ高度な理解力、思考力、判断力その他の能力をもって行わなければ、衛生上危害を生ずるおそれのある行為（診療の補助に当たるものに限る。以下「特定行為」という。）に関する規定について、保健師助産師看護師法に位置付ける。

なお、特定行為の具体的な内容については、省令等で定める。

※ 特定行為の規定方法は限定列举方式とする。また、その追加・改廃については、医師、歯科医師、看護師等の専門家が参画する常設の審議の場を設置し、そこで検討した上で決定する。

- 看護師は、次のいずれかの場合に限り、特定行為を実施することができる。
  - ・ 厚生労働大臣が指定する研修機関において、実施しようとする特定行為に応じた研修を受けた看護師が、医師又は歯科医師の包括的な指示を受けて実施する場合
  - ・ 看護師が、特定行為を実施しても衛生上危害を生ずるおそれのない業務実施体制の下、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて実施する場合

- 厚生労働大臣は、研修機関の指定を行う場合には、審議会の意見を聴かなければならない。

※ 審議会は、医師、歯科医師、看護師等の専門家により組織する。

- 特定行為に応じた研修の枠組み（教育内容、単位等）については、指定研修機関の指定基準として省令等で定める。

※ 指定基準の内容は、審議会で検討した上で決定する。

- 厚生労働大臣は、指定研修機関の研修を修了した看護師からの申請により、当該研修を修了した旨を看護師籍に登録するとともに、登録証を交付する。

※ 本試案における看護師の能力認証の方法は、指定研修機関における研修を修了したことを看護師籍への登録によって行うものであり、国家資格を新たに創設するものではない。

## 特定行為及び看護師の能力認証に係る試案（イメージ）について さらに議論が必要な論点について

### 【試案の基本的考え方】

- 昨年末のチーム医療推進会議の意見を踏まえ、試案においては、
  - ・ 診療の補助のうち、高度な専門知識と技能をもって行う必要のある行為を明確化する
  - ・ その行為を実施する上では、医療安全の観点から教育を付加することが必要であることから、その研修に係る枠組みを作るということを基本的な考え方としている。
  - ※ 特定行為の実施に関して新たな資格を設けるものではない。
  - ※ 特定行為の実施に係る研修の枠組みを導入した場合であっても、特定行為の実施自体を保助看法において禁止するものではない。
- 制度の詳細については様々なご意見があるところであり、以下の論点について更なる検討が必要。

### 【論点】

- 厚生労働大臣が指定した研修機関における研修（以下「指定研修」という。）と特定行為の実施との関係について
- 指定研修を修了した看護師が特定行為を実施する場合の医師又は歯科医師の包括的指示について

#### <推進会議における主なご意見>

- ・ 医療安全の観点からは、難易度が高い診療の補助の実施にあたり、医師の具体的指示を省略することは問題ではないか。
- ・ 指定研修を修了した看護師であっても、いきなり包括的指示ではなく、具体的指示を受けた臨床を経ながら、経験を積んでいくのではないか。
- ・ 特定行為を法律に位置付け、指定研修を修了した看護師については、包括的な指示で特定行為を実施できるという法的効果が生じるのではないか。

○ 指定研修を修了していない看護師が特定行為を実施する場合に、「医師又は歯科医師の具体的指示」を要件とすることについて

＜推進会議における主なご意見＞

- ・ 指定研修が要件とならずに、医師又は歯科医師の具体的指示を受けて特定行為を実施することを認めることは、医療安全の観点から問題ではないか。経過措置として認めるべきではないか。
- ・ 医療現場が混乱しないよう、指定研修を修了していない看護師が特定行為を実施することについては、柔軟に考える必要があるのではないか。

○ 指定研修を修了していない看護師が特定行為を実施する場合に、「衛生上危害を生ずるおそれのない業務実施体制」を要件とすることについて

＜推進会議における主なご意見＞

- ・ 指定研修を修了していない看護師についても、一定の研修を求めるべきではないか。
- ・ 長期間にわたって外部の研修を受けさせることは、医療提供の現場に大きな影響が生じるので工夫が必要ではないか。
- ・ 現行においても、現場で研修は十分実施されている。

○ 指定研修の修了に係る登録の手法について

＜推進会議における主なご意見＞

- ・ 指定研修の修了について看護師籍に登録することにより、公に示すことが可能となる。
- ・ 指定研修を修了したことを看護師籍に登録することは、国家資格になるということであり認められない。
- ・ 医師の場合、専門医の認証は学会（民間）が行っており、看護師だけ国が関与するというのはおかしい。
- ・ 採用する側にとっても、何らかの証明書が必要であるが、その証明書について、厚労省に確認すればいいのか、それとも民間の研修機関が発行する紙でよしとするかが論点である。
- ・ 必ずしも看護師籍ではなくてもよいが、能力認証に関する証明書は必要である。